

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和3年8月18日午後1時00分～午後5時20分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 戒橋下遊歩道における殺人事件の検挙について

捜査第一課が、南警察署、国際捜査課等と合同で、標記の事件につき、8月5日に被疑者1名を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 士気の高い捜査によって早期に被疑者が検挙されたと認識している。引き続き、あらゆる事案に対して組織総合力を発揮していただくようによりしくお願いしたい。

(2) 女子大生に対する殺人等事件の送致について

捜査第一課が、四條畷警察署と合同で、標記の事件につき、8月12日に被疑者1名を送致した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 女子大学生が殺害されるという非常に痛ましい事件である。今後も同様の事件が起こることのないように、日頃からあらゆる警察活動を通じて犯罪の未然防止に努めていただきたい。

(3) 「令和3年秋の全国交通安全運動」の取組について

「令和3年秋の全国交通安全運動」については、9月21日から9月30日までの間、全国重点を「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保」、「夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上」、「自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底」及び「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」とし、大阪重点を「二輪車の交通事故防止」として実施する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ コロナ禍であることから感染防止には十分に配慮しながら、飲酒運転等の悪質運転の根絶に向けて取締りの強化を図っていただきたい。

○ また、二輪車運転手に対しては、すり抜け運転が違反であることを改めて周知していただくともに取締りの強化についてもよりしくお願いしたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、65件の行政処分を決定した。

- (2) 人事事案について
地方警務官の人事案件について報告があり、その内容について同意した。
- (3) 不服申立てに対する裁決について
 - ア 運転免許効力停止処分に対する審査請求事案
運転免許効力停止処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。
 - イ 運転免許証交付処分に対する審査請求事案
運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案2件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。
- (4) 運転免許取消処分に対する審査請求に係る執行不停止決定について
運転免許取消処分に対する審査請求に係る執行停止の申立て1件について、審議の結果、執行を停止しないことと決定した。
- (5) 運転免許取消処分取消請求控訴事件の応訴について
運転免許取消処分取消請求控訴事件について、5月24日、大阪高等裁判所に控訴がなされた旨の報告があり、審議の結果、応訴することとして決裁した。
- (6) 警察職員等の援助要求について
警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求1件について、可として決裁した。
- (7) 交通規制の実施について
8月中に実施予定の車両通行止め、一方通行等52か所の交通規制について上申があり、可として決裁した。
- (8) 意見要望の受理等について
 - ア 苦情1件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答を決定した。
 - イ 苦情1件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。
 - ウ 意見要望18件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

- (1) 7月中の懲戒等措置結果について
7月中の懲戒等措置結果について報告があった。
- (2) 処分取消請求事件に係る執行停止の申立て事件の終結について
大阪地方裁判所に提訴されていた処分取消請求事件に係る執行停止の申立て事件の決定について報告があった。
- (3) 通報進達書の受理について
小型無人機等の飛行に係る通報進達書1件の受理について報告があった。

(4) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について

7月26日から8月9日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(5) 警察職員等の援助要求について

7月28日の公安委員会会議で決裁した警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員の援助要求について、一部が取消しとなった旨の報告があった。

第4 その他

本会議は、本荘委員が警察本部庁舎外から電話を利用して参加する方式により開催された。

開会時には、井上委員長が電話会議システムにより会議を実施する旨を告げた後、各委員が互いに適時的確な意見表明ができる通話状態にあることを確認した。また、会議の終了時において、通話状態に異状がなかったことを確認した。

以 上